



# 安全就業ニュース

公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会

## 目次

- 令和8年度 安全就業表彰団体の決定について
- 草刈作業の飛び石事故を減らすために
- 特集 令和8年度 安全適正就業強化月間について
- 安全リレー (公社)鳥取県 SC 連合
- 事故報告 速報(令和8年5月分)
- 草刈り作業安全啓発動画のご案内 / 編集後記

## 令和8年度 安全就業優秀・優良シルバー人材センター等表彰団体が決定しました

全シ協は、毎年度、シルバー人材センター会員の就業中(就業途上を含む)の事故の防止を目的として日常的に事故防止活動に積極的に取り組み、その成果が顕著であると認められるセンター及び都道府県連合を「安全就業優秀・優良シルバー人材センター及び連合」として表彰しています。

この度、令和8年度の表彰団体が決定いたしました。

なお、表彰式は、6月18日、全シ協定時総会において行われました。

受賞されたシルバー人材センター関係者の皆様、誠におめでとうございます。



### 【優秀賞】 11団体

仙台市シルバー人材センター (受賞2度目)  
 鶴岡市シルバー人材センター  
 能美市シルバー人材センター  
 勝山市シルバー人材センター (受賞2度目)  
 設楽町シルバー人材センター  
 幸田町シルバー人材センター

桑名市シルバー人材センター  
 養父市シルバー人材センター (受賞2度目)  
 三田市シルバー人材センター  
 上板町シルバー人材センター  
 西原町シルバー人材センター

### 【優良賞】 9団体

横須賀市シルバー人材センター  
 小田原市シルバー人材センター  
 上越市シルバー人材センター  
 あわら市シルバー人材センター  
 江南市シルバー人材センター

知立市シルバー人材センター  
 神戸市シルバー人材センター西区センター  
 智頭町シルバー人材センター  
 日向市シルバー人材センター

### 【連合 優秀賞】 1団体

高知県シルバー人材センター連合会

### 【連合 優良賞】 1団体

茨城県シルバー人材センター連合会

# 令和 8 年度 安全・適正就業強化月間

期間：7月1日～31日

国が実施する「全国安全週間（7月1日から7月7日まで）」に合わせて、本年度も7月を「安全・適正就業強化月間」と定め、安全・適正就業対策の一層の推進を図ることといたしました。「安全・安心」なシルバー事業展開のため、安全対策の見直しと強化・徹底を宜しく願います。

## 令和 8 年度 シルバー人材センター事業 安全・適正就業強化月間実施要領

### 1. 趣旨

我が国においては、少子高齢化が進展し、総人口は、令和8年4月1日現在、1億2,286万人と前年に比べ54万人減少となり、長期の人口減少過程に入っており、高齢者の労働力としての拡大が強く求められる中、シルバー人材センター事業（以下「シルバー事業」という。）の重要性とシルバー人材センター（以下「センター」という。）に対する地域社会の期待は一層大きなものとなっている。

このような中、全国のセンターにおける令和7年度の重篤事故の件数は、前年度から8件増加し、過去5年間で最も多い44件となった。そのうち就業中の事故は35件で前年度から13件増加した一方、就業途上の事故は9件で5件の減少となった。また、1ヵ月以上6ヵ月未満の入院を要した事故（後遺障害の事故を含む。）は、前年度より39件少ない233件で、そのうち就業中の事故は168件で26件の減少、就業途上の事故は65件で13件の減少となっている。

就業中の重篤事故が大幅に増加し、そのうち死亡事故が過去5年間で最多の23件となるなど、極めて深刻な状況にある。特に、剪定・除草作業における墜落・転落事故が例年と同様に多数を占めており、同種の事故が繰り返されている実態は極めて憂慮すべきものである。これまでも注意喚起や周知を行ってきたところであるが、保護帽・墜落制止用器具（安全帯）の未着用による重篤事故が依然としてあとを絶たず、就業上のルールやモラルを含む安全対策の一層の徹底が求められる。一方、就業途上の事故は減少したものの、死亡事故は5件発生しており、引き続き対策が必要な状況にある。特に自転車乗車中の転倒事故や交通事故が多く見られることから、交通安全意識の向上を図る中で、特にヘルメット着用の徹底が必要である。

毎年、巡回パトロールや安全講習会等の安全対策を実施

しているにもかかわらず、事故件数は減少に至らず、むしろ増加している状況にあることから、各センターにおいては、会員及び役職員が安全就業の推進について改めて認識を共有し、事故の未然防止及び再発防止に向けた取組を一層強化することが重要である。

他方で、シルバー事業は、発足時からの理念である「自主・自立、共働・共助」を踏まえつつ、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第38条に規定する各種業務を展開しているが、会員の就業ニーズの多様化や地域において人手を必要とする分野の多様化、さらには近年の人手不足基調等もあり会員の就業の場は年々広がりを見せている。こうした中で、センターは、適正な形態による就業機会の提供、各種業法の遵守、適正な料金、配分金、賃金等の設定、民業圧迫への配慮など、「シルバー人材センターの適正就業ガイドライン」に沿った業務運営を徹底する必要がある。

言うまでもなく、国の補助金を受けて事業を行っている機関として、また、公益法人としての立場からも、労働法制をはじめ各種法令の遵守は当然のことであり、会員の就業に関して行政から指摘、指導を受けるような事態は直ちに解消しなければならない。

シルバー事業は、高齢者が健康で安心して「働く」ことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会に貢献していくことを目的としており、このことから日頃から安全・適正就業に対する意識の高揚を維持していくことが肝要である。

このため、本年も7月を「安全・適正就業強化月間」と定め、安全・適正就業について、全ての会員、役職員が、個人そして組織全体の問題として捉え、事故の撲滅と受注及び就業形態の適正化を図り、「安全・安心」なシルバー事業の展開を図ることとする。

### 2. 安全・適正就業強化月間

令和8年7月1日から令和8年7月31日までとする。

### 3. 全国統一スローガン

「声掛けは 仲間を守る いのち綱」

### 4. センターで取り組む事項

- (1) 安全・適正就業委員会の開催、「安全・適正就業対策基本計画」の策定及び事故の要因分析と具体的な防止策の徹底
- (2) 重篤事故につながるおそれのある就業の徹底事項

## 六改訂)PI04~106 参照]

危険・有害な作業は受注しないこと。

特に、①高所作業(地上又は床面から高さ2m以上の場所で行う作業)

②チェーンソーを用いて行う伐木作業等

については、より慎重に就業の可否を判断すること。

なお、事業者が労働者を危険有害業務に就かせる際には、特別教育の実施が義務付けられているが、労働安全衛生法の改正(令和9年4月施行)により、労働者と同じ場所で作業を行う個人事業者等についても、危険有害業務に従事する際には特別教育の受講が義務化されることとなったところである。

センターの会員が単独でこれらの作業に就く場合は同法の適用とはならないが、実際に行う作業は同じであることに鑑みれば、「墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る作業」または、「チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の作業」を止むを得ず受注する場合は、労働安全衛生法に準じ、会員に対して安全又は衛生のための特別教育を確実に受講させるとともに、安全対策を徹底した上で作業に従事させることが強く推奨されること。

加えて、近年の事故発生状況を踏まえると、除草作業における斜面等の転落のおそれがある場所での作業(準備及び片付け時を含む。)のみならず、清掃作業における階段での作業についても、保護帽を着用していれば死亡事故に至らなかった可能性がある転落事故の事例が見受けられるため、墜落・転落による重篤事故を防止する観点に立ち、リスクの高い現場においては保護帽の着用を義務化することが望ましいこと。

(参照)

1.「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律について」

(令和7年5月14日付け基発0514第1号)

【厚生労働省 HP】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/anzen/an-eihou/index\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/an-eihou/index_00001.html)

【通達】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001497674.pdf>

2.特別教育を必要とする業務

「労働安全衛生法」第59条および「労働安全衛生規則」第36条

イ 作業別安全・適正就業基準に掲げる安全保護具の完全着用の徹底

墜落・転落による重篤事故の大半は、保護帽・墜落制止用器具を正しく使用していないケースであることから、脚立等を使用する作業については、可能な限りこれをなくし、地上作業又は安全な作業床を確保した上で作業を行えるよう検討すること。なお、やむを得ず樹上での作業を行う場合には、保護帽(ヘルメット)・墜落制止用器具(安全帯)等の安全保護具を確実に装着させることとし、未着装のまま就業した場合には、事故の有無にかかわらず、申し合わせに基づき就業停止等の措置を講ずるなど、安全就業の徹底を図ること。

ウ 熱中症対策の徹底

気温の高い日が続く時期に備え、会員一人ひとりに対して熱中症予防に関する啓発及び注意喚起を行うとともに、熱中症が疑われる症状が認められる会員が生じた場合には、速やかに作業を中止し、応急処置を講ずるとともに、必要に応じて救急隊を要請するなど、適切な対応を徹底すること。なお、令和7年6月の労働安全衛生規則の改正により、働く者を熱中症から保護するため、熱中症のおそれがある者を早期に把握し、適切な対策を講ずることができるよう、事業者に対して罰則付きで対策が義務付けられている。センターにおいては、センターと会員、会員と発注者との間に雇用関係がない(派遣を除く)ことから、当該規則は直接適用されるものではないが、就業する以上、その形態の如何にかかわらず熱中症のリスクが伴うことから、会員に対する熱中症対策の実施は不可欠であり、当該規則に準じた取扱いを行うことが望ましいこと。

エ 作業環境の改善等

令和8年4月1日より適用された「高齢者の労働災害防止のための指針」を参考に、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるよう努めること。

オ 健康確保の推進

健康チェックや健康講話等の実施、健康診断の積極的な奨励などの健康増進策を図ること。

(3)ヒヤリ・ハット体験事例を収集するとともに、要因を分析し、適切な対策を検討し、これを周知することなどにより事故の防止を徹底すること。

(4)損害賠償責任保険事故が多く発生し、団体保険の継続が危ぶまれることから、特に草刈作業における飛散防止対策(石が飛びにくい刈刃の使用、飛散防止ネットの設置、車両の移動等)の徹底を図ること。

(5) 就業途上における交通事故の防止

- ア 交通安全に関する講習会の実施及び交通安全対策の徹底
  - イ 事故多発エリアのロードマップ等の作成
  - ウ 徒歩、自転車及びバイクでの事故の防止の徹底
- 特に、自転車における交通ルール（自転車安全利用五則）の遵守及びサイクル安心保険への加入促進

(6) 安全就業対策の総点検の実施

- ア 就業前、就業後の安全意識等の徹底
- イ 機械器具の点検と整備の徹底
- ウ 安全保護具の点検と整備の徹底
- エ 巡回パトロール（特に、抜き打ちパトロール）の重点実施
- オ 就業現場の総点検
- カ 交通安全対策の徹底

(7) 安全就業の研修及び点検

安全就業に係る事例発表を含む研修会、講習会等の実施

(8) 適正就業ガイドラインに沿った業務運営の実施

- ア 適正就業ガイドラインを活用した研修・周知（平成28年9月13日付け28全シ協発第125号）
- イ 請負又は委任契約の「受注リスト」による点検等について（令和3年9月16日付け事務連絡）
- ウ 契約書及び仕様書の作成・取交しの徹底
- エ 発注者と会員との間に指揮命令関係が生じる請負契約又は委任契約について、労働者派遣契約への切り替え若しくは職業紹介により発注者の直接雇用に移行

(9) 会員からの安全標語の募集、センター・施設・就業現場等への安全標語、垂れ幕、ノボリ等の掲示などによる会員すべての安全意識の徹底

(10) 会報等への安全意識啓発のための特集記事の掲載

(11) 会員に対して安全意識啓発及び情報の共有化を図るための資料等の配付など

(12) 月間中における「安全意識高揚の日」の設定及び安全表彰の実施

**5 シルバー人材センター連合本部で取り組む事項**

- (1) センターに対する上記4の指導・助言
- (2) 安全大会の実施及び安全表彰の実施
- (3) 安全・適正就業に関する研修会、講習会等の実施
- (4) 巡回パトロール（特に、抜き打ちパトロール）の実施
- (5) センターの月間行事の実施についての指導・援助
- (6) 安全就業及び適正就業に係る取組事例等の情報収集、作成・提供



**6 全国シルバー人材センター事業協会で取り組む事項**

- (1) 安全就業優秀・優良センター、優秀・優良連合の表彰
- (2) 重篤事故、1ヵ月以上6ヵ月未満の入院を要した事故（後遺障害の事故を含む）及び損害賠償責任保険事故の要因分析と再発防止のフォローアップ
- (3) シルバー人材センター連合本部及びセンターに対する安全就業及び適正就業ガイドラインに沿った業務運営に係る指導・助言
- (4) 安全就業及び適正就業に係る取組事例等の情報収集、作成・提供
- (5) 安全意識の普及、啓発のための冊子（①「安全・適正就業の手引」、②「事故に学ぶ交通安全のポイント」、③「安全就業のためのチェックポイント」、④「重篤事故事例集」、⑤「シルバー世代の健康管理」）及び「安全就業ニュース」などの提供
- (6) 安全就業指導員会議の実施
- (7) ブロック協議会及びシルバー人材センター連合本部が主催する安全・適正就業研修会等への講師の派遣

**7 上記4～6については、強化月間における実施と併せて年間計画を策定し、効果的に取り組むこと。**